

記入例② 一括徴収の場合

注意事項

1 本書は、特別徴収の（個人の市民税・府民税（住民税）を給与と差し引いている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動・退職・転勤等による住所変更のみの場合は、提出不要です。
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市へお問い合わせください。

受付印

市民税給与支払報告
府民税特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

人事
高石 花子
072-265-△△△△
1234

特別徴収指定番号
7654321
8

住所
〒592-0011
高石市加茂4丁目1番1号
〇〇商事株式会社
本人（代表者）が自署しない場合は、右枠内に押印してください。
（社印などの角印の場合は左上がはみ出さないように押印してください。）

給与支払義務者
高石市長
令和6年11月7日提出

フリガナ
タカイシ ジロウ
高石 二郎
生年月日
元号3-11月6日
1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成
個人番号
123456789013
高石市取石3丁目5番25号

（ア）特別徴収税額（年税額）
60,000
（イ）徴収済税額
例）11月10日納期限分の場合→10月分
6月分から10月分まで
10月分まで
25,000
（ウ）未徴収税額（ア）-（イ）
35,000
異動年月日
令和6年10月31日
異動の事由
※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。
1. 転勤・転籍
2. 退職
3. 死亡
4. 休職
5. 長欠
6. 支払少額
7. 支払不定期
8. その他
番号を記入
2
異動後の未徴収税額の徴収方法
番号を記入
1 特別徴収継続
2 一括徴収
3 普通徴収（本人が納付）

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）
住所
〒
フリガナ
法人番号
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

特別徴収指定番号
担当氏名
電話番号

新しい勤務先へは、
月割額 円 を 月分
（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号
納入書の要否
（新規の場合のみ記載）
番号を記入
1 必要 2 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入
7
1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（（ウ）と同額）を右欄に記入
35,000
左記の一括徴収した税額は、11月分（翌月10日納期限）で納入します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入
1. 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
2. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
3. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。
4. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。